

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
岐阜県									
岐阜市	産地構造改革支援事業	県の元気な農業産地構造改革支援事業の対象者	・就農するために必要な農業機械や施設整備に対する助成制度で、県が補助対象経費の1/3を助成するのに上乗せして、市から補助対象経費の1/6を助成する。 ・また、初期投資以降、追加して必要な農業用機械や施設整備に対する助成制度で、県が補助対象経費の1/4を助成するのに上乗せして、市から補助対象経費の1/8を助成する。	通年	-	岐阜市農林部農林園芸課	058-214-2079	-	4
大垣市	新規就農者所得補償事業	以下の全てを満たす者 ・国の青年就農給付金の対象者 ・市長認定5年以内の認定就農者で、45歳未満であること ・市内に住所を有するとともに、認定された作物の経営面積の過半が市内にあること	所得の補償 (算出方法:市単独分) (350万円-前年の所得) × 3/5-150万円	補助対象年度の前年8月までに要望を提出	-	大垣市農林課農産振興グループ	0584-47-8628	-	9
	地域営農活性化対策事業 (新規就農支援型)	以下の全てを満たす者 ・市長認定5年以内の認定就農者で、認定日の年齢が、45歳未満であること ・市内に住所を有するとともに、認定された作物の経営面積の過半が市内にあること	農産物の生産拡大を図るために必要な施設機械等の導入費用助成 ※当該事業費の20%以内の額	補助対象年度の前年8月までに要望を提出	-	大垣市農林課農産振興グループ	0584-47-8628	-	4
海津市	海津市就農支援協力金事業	・「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に位置付けられた園芸品目での就農希望者の農地確保に協力する者 ・上記の交付対象者で、農地の貸付け等とともに、主要な農業機械・施設等、永年性作物を譲渡する者	新規就農者が円滑に農地を取得し就農できるよう、新規就農者への農地の移転・貸付け等に協力する農地の出し手に協力金を交付する。 ・50千円／10a また、農地の貸付け等とともに、主要な農業用機械等を譲渡した場合、加算金を交付する。 ・20千円／10a	-	-	海津市農林振興課	0584-53-1351	-	7
白川町	白川町新規就農者等支援事業	以下の条件を全て満たす者 ①新規就農者 ・白川町内に居住し、農業者となり得る者 ・65歳未満の者 ・町内の農家で研修修了後、1年以上就農し農業を専業として自立した者 ②新規就農希望者を住み込みで受け入れ、研修を受けさせる農家	研修内容 ・施設園芸作物の栽培、農業経営に係わること 助成金額 ①新規就農者:5万円以内 (就農し1年後に助成) ②新規就農希望者を住み込みで受け入れ、研修を受けさせる農家:1万円／月	随時 (県農畜産公社を介した農家とのマッチングによる)	-	農林課農務係	(0574)72-1311	-	2,4,6
東白川村	新規就農者定住促進事業奨励補助金	年間150日以上農業に従事するとともに、将来にわたって農業を行おうとする意欲のあるもので、5年以上の就農期間が見込まれる新規就農者。就農計画の認定が必要。 ※青年就農給付金との重複受給不可	1人60万円以内の補助金を交付	-	-	産業振興課	0574-78-3111	http://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp/	2,4,6
恵那市	新規就農支援事業	5年以上の新規就農計画を有する者	機械購入等:補助率1/3以内、限度額50万円1回のみ、就農から5年以内	-	-	農林課	0573-26-2111 (内線373)	-	4
中津川市	新規就農者住居助成事業	市外からの転入者で満50歳以下の者で5年以上農業経営の継続が見込まれる者 (一定期間研修を受講する者)	一世帯当たり月額家賃の2分の1以内(2万円を上限)、研修終了までを期間とする。	-	-	農業振興課	0573-66-1111 (内線238)	-	8

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
高山市	就農体験研修受入事業	・就農体験希望者の受入農家 ※この場合の就農体験希望者とは、飛騨地域(高山市、飛騨市、下呂市、大野郡白川村)以外に住所を有する者のこという。	○研修期間:おおむね1週間から1ヶ月 ○謝礼金額:就農体験希望者の受け入れ1回あたり3万円	-	-	農政部 農務課	0577-35-3141	-	6
	移住者就農支援補助金	以下の要件をすべて満たす者 ・市内の指導農業士等農家で、市長が認める研修を受ける者 ・研修終了後、市内で就農することに意欲と情熱のある者 ・飛騨地域以外に住所を有する者 ・研修開始時又は研修期間内に高山市内に住所を移すことができる者	○研修期間:おおむね6ヶ月から1年以内 ○研修場所:受入農家の圃場など ○研修内容:作物及び家畜等の栽培飼養技術の習得、農業経営管理技術の習得、地域農業者及び地域住民との交流など ○助成金:10万円／月	-	-	農政部 農務課	0577-35-3141	-	3
	新規就農者規模拡大事業	以下の要件をすべて満たす者 ・認定就農者または認定新規就農者 ・就農してから5年を経過していない者	○助成内容 認定就農者または認定新規就農者が新たに6年以上の農地の利用権設定をした場合、その賃借料を3年間に限り助成する。 ○助成金額:8,000円／10a	-	-	農政部 農務課	0577-35-3141	-	7
	飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業	以下の要件をすべて満たす者 ・高山市に永住の意思をもって住民登録等をした者(飛騨地域以外の者)で、住民登録をした日から6ヶ月を経過していない者 ・借家等の賃借料又は購入した持ち家空き家の改修費を支払う者 ・地域住民との交流を積極的に図ることができる者	○対象物件 物件所有者が自らの生活のために建築した家屋で、かつ、空き家になっている1戸建て住宅 ○助成内容 ・借家等賃貸料補助金:家賃月額の1/3以内で15,000円を限度として3年間助成 ・購入持ち家空き家改修費補助金:購入した空き家の改修費用の1/2以内の額で100万円を限度とする。	-	-	ブランド・ 海外戦略 部ブランド 戦略課	0577-35-3001	-	8
	高山市若者定住促進事業	(目的・支援の内容) 1. 飛騨市内での就農定着を図るために、就農前の研修期間(2年以内)の所得を確保するための給付金を給付します。 (交付要件) 1. 先進農家等(親元以外)で研修を受ける45歳未満の者 2. 研修後、飛騨市で3年以上農業に従事すること。(3年に満たない場合は交付金の返還が必要です。) 3. 年間、1,200時間以上農業に従事すること。 4. 年間総所得350万円未満であること。	(支援の内容) 1. 年間1人100万円交付する。 2. 最長2年間、給付金を給付する。	-	-	ブランド・ 海外戦略 部ブランド 戦略課	0577-35-3001	-	9

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
飛騨市	後継者就農給付金(準備型) (市単事業)	(目的・支援の内容) 1. 後継者の飛騨市内での就農定着を図るため、就農前の研修期間(2年以内)の所得を確保するための給付金を給付します。 (交付要件) 1. 先進農家等(親元以外)で研修を受ける就農時45歳未満の後継者 2. 研修後、飛騨市で3年以上農業に従事すること。(3年に満たない場合は交付金の返還が必要です。) 3. 年間、1,200時間以上農業に従事すること。 4. 年間総所得350万円未満であること。	(支援の内容) 1. 年間1人100万円交付する。 2. 最長2年間、給付金を給付する。	随時	問わない。	飛騨市農林部農業支援センター	0577-73-0152	-	9
	後継者就農給付金(経営開始型) (市単事業)	(目的・支援の内容) 1. 後継者の飛騨市内での就農定着を図るため、就農直後(3年以内)の所得を確保するための給付金を給付します。 (交付要件) 1. 就農時45歳未満の後継者 2. 研修後、飛騨市で3年以上農業に従事すること。(3年に満たない場合は交付金の返還が必要です。) 3. 年間、1,200時間以上農業に従事すること。 4. 年間総所得350万円未満であること。	(支援の内容) 1. 年間1人50万円交付する。 2. 最長3年間、給付金を給付する。	随時	問わない。	飛騨市農林部農業支援センター	0577-73-0152	-	9
	新規就農者施設整備補助金 (市単事業)	(支援の目的) 飛騨市内の認定就農者を支援するため、就農計画の実現に向け必要な機械、施設等の導入経費の一部を助成します。 (交付対象者) 市内の認定就農者及び認定新規就農者(市が青年等就農計画を認定した者)で就農から5年を経過していない者であること。	(補助率等要件) 1. 就農計画に記載された新たに機械、施設等を導入するための経費の4／10以内 2. 補助金の上限金額:100万円以下であること。 3. 導入する機械、施設の下限単価:50万円以上であること。	随時	-	飛騨市農林部農業支援センター	0577-73-0152	-	4
下呂市	下呂市型トマト研修施設	・満18歳以上の方 ・飛騨トマトのプロ農家として、下呂市内に就農する見込みある方 ・研修中、就農開始後は下呂市民となることが可能な方	栽培実習を中心に、飛騨トマトの栽培や農業経営に必要な知識、技能等について、岐阜県知事から認定を受けた指導農業士が伝承します。 ◇指導農業士から卓越した技能を伝承 ◇自ら農場を管理する実践的な研修(3か所) ◇研修期間は1年間 ◇研修受講料は無料 ◇研修期間中の住居は市営アパートを斡旋 ◇青年就農給付金(準備型)受給可能	原則として毎年12月末まで	3名	下呂市農林部農務課	0576-52-1965	http://www.city.gero.lg.jp/	2
	下呂市農業研修生用アパート	・下呂市内で農業研修(農業体験、短期研修、長期研修)を受講する方	研修期間中の居住地を格安で提供します。 ◇利用料(短期):200円／日 ◇利用料(長期):3,000円／月 ◇2階建て、間取りは3DK ◇1日から利用可 ◇短期利用の場合、相部屋となる場合があります。 ◇クリーニング代等、別途実費徴収する場合があります。	随時	5室	下呂市農林部農務課	0576-52-1965	http://www.city.gero.lg.jp/	3

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
愛知県									
名古屋市	チャレンジファーマーカレッジ	①～⑤をすべて満たす方 ①名古屋市内在住・在勤・在学で、平成27年4月1日現在、満20歳以上66歳以下の方 ②過去3年以内に1回以上野菜の栽培経験のある方 ③修了後、名古屋市内の農地で耕作する意欲のある方 ④実習は場の割当区画を良好に管理できる見込みの方 ⑤実習は場での栽培指導並びに講習に参加できる方	家庭菜園から一步進んで、販売できる程度の品質の野菜ができる栽培技術の指導(4月～翌年2月) 料金35,000円	平成27年2月	8人	名古屋市農業センター	052-801-5221	http://www.city.nagoya.jp/	2
	農地バンク制度	1.農家要件のある方 2.農業生産法人 3.農業高校、農業大学校を卒業した方または卒業見込みの方 4.農業研修施設等の修了した方または修了見込みの方 5.農業センター・チャレンジファーマーカレッジの修了した方・修了見込みの方 6.その他農業経験があり農地を適切に管理できると認められる方	農地所有者が耕作や管理が困難になった農地を登録し、借受希望者へ紹介して貸借を支援する制度。	-	-	名古屋市農業委員会事務局(都市農業課内)	052-972-2462	http://www.city.nagoya.jp/kurashi/cate/gory/15-2-9-1-0-0-0-0-0.html	1
一宮市	はつらつ農業塾	稻沢市又は一宮市内在住者	募集人数:担い手育成コース→5人程度(8月～翌々年7月…2年間) 生きがい農業コース→45人(8月～翌年7月…1年間) 講座内容:野菜の播種や定植、肥培管理等の実習及び講義、農機具操作の実地体験等(担い手コースは上記に加え、出荷組織での研修)。 受講料:各コース年間1万円 受講日:稻沢会場(毎週水曜日) 一宮会場(毎週金曜日) ※一宮市・稻沢市・愛知西農業協同組合の3者による共同事業	5月1日から5月16日まで	2市で各々両コース合わせて50人	経済部農業振興課	0586-28-9136(一宮市) 0587-32-1111(稻沢市) 0586-71-6811(JA愛知西)	http://www.city.ichinomiya.aichi.jp/division/nogyo/haturatu/haturatu.html	2
	農業後継者支援事業補助金	(1) 親子共同申請等により認定農業者に認定されていること (2) 家族経営協定に経営継承計画が記載されていること (3) 一宮市内の・農地プランの中心となる経営体に位置づけられていること (4) 一宮市に住所を有していること (5) 就農して5年が経過していない者を含むこと (6) 45歳未満の者を含むこと (7) 市税の滞納がないこと (8) 本補助金の交付を受けていないこと (9) 青年就農給付金(経営開始型)および他の補助金の交付を受けていないこと	農業用機械及び施設の更新及び新設に要する経費の2分の1以内(上限50万円)	随時	予算の範囲内	経済部農業振興課	0586-28-9136	-	4,9
瀬戸市	瀬戸農業塾	A:野菜づくりコース 市内在住、在勤で講義と実習に全て参加できる世帯 B:担い手コース 農業に関する基本的な知識や技術を習得し、近い将来、農業に従事する予定の方で平日の参加が可能な方	A:野菜づくりコース 6月中旬～8月(2か月程度)、全7回程度(講義2回程度、実習5回程度) 受講料:500円 B:担い手コース 6月中旬～12月中旬(約半年間)、全23回程度(講義5回程度、実習18回程度) 受講料:5,000円	毎年5月頃の広報で募集記事を掲載	A 20世帯 B 25人	アグリカルチャーライフプロジェクトチーム	0561-88-2653	http://www.city.seto.aichi.jp/	2
春日井市	かすがい農業塾	市内在住で、年間を通して活動できる人	野菜の栽培について、学識経験者などの講義や、農家・専門家などの指導による栽培実習で知識と技術を身につけ、農業の担い手や農家を支援する人を養成する 内容:1月～12月(32回) 受講日は火曜日の午前中2時間 ※栽培実習が始まると、受講日以外にも農園で作業を行う 受講料:8,000円 ※傷害保険料、テキスト代、苗代、肥料代などは別途実費徴収	毎年11月の広報に募集記事を掲載	25人	産業部農政課	0568-85-6238	http://www.city.kasugai.lg.jp/22498/nougyo/22490/index.html	2
犬山市	犬山市農地バンク	就農の意志があれば誰でも(市外在住者も可)	市街化区域外で所有者より貸付希望のあった農地を登録し、借受希望者へ紹介をして貸借を支援する。農地の効率的な利用と耕作放棄地の増加を食い止める狙いもある。	随時	-	犬山市農業委員会事務局(農林治水課内)	0568-44-0342	http://www.city.inuyama.aichi.jp/links/nougyouiinkai/005.html	1

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
小牧市	農業体験事業	市内在住で、野菜の栽培に興味を持ち、講座や栽培を実習して野菜づくりをしたいという意欲のある方	野菜の栽培について、営農指導員による講義や栽培実習で、施肥や病害虫防除、農機具や農業資材の使い方等の知識と技術を身に付ける。 内容: 春夏コース4月～8月 秋冬コース9月～2月 受講日は基本月曜日午前中2時間 ※受講日以外でも農園で作業が必要 受講料:5,150円 ※苗、肥料、農業資材などの費用は受講者の実費負担	広報に募集記事を掲載 春夏コース 3月 秋冬コース 8月	春夏野菜コース 秋冬野菜コース 各20人	地域活性化営業部農政課	0568-76-1132	-	-
稻沢市	はつらつ農業塾	稻沢市又は一宮市内在住者	募集人数:担い手育成コース→5人程度（8月～翌々年7月…2年間） 生きがい農業コース→45人（8月～翌年7月…1年間） 講座内容:野菜の播種や定植、施肥管理等の実習及び講義、農機具操作の実地体験等（担い手コースは上記に加え、出荷組織での研修）。 受講料:各コース年間1万円 受講日:稻沢会場（毎週水曜日）一宮会場（毎週金曜日） ※一宮市・稻沢市・愛知西農業協同組合の3者による共同事業	5月1日から5月16日まで	2市で各々両コース合わせて50人	経済環境部農務課	0586-28-9136（一宮市） 0587-32-1111（稻沢市） 0587-36-7448（JA愛知西）	-	2
尾張旭市	尾張旭市農学校	市内在住の20～70歳のかた	<定員> 10名 <実施計画> ・春夏、秋冬作の栽培知識・技術を実技にて習得。あわせて、簡易な資材を使用した農産物の端境期対策生産に関する栽培技術・知識を実技をもって習得。 ・産直施設への農産物出荷により、適正な農産物価格および品質に関する知識の習得。 ・本学での受講を通じ、自立経営への誘導。（農地の斡旋） <内容> 講義と実技を行う。農産物の生産と販売の実践。実際に、ほ場に出て作付けから収穫までの実技を習得。 <費用> 無料	平成27年4月に市広報記事にて公募、産業課窓口、JAグリーンセンターでも申込用紙配布	10名	市民生活部産業課 JAあいち尾東北部営農センター	0561-76-8133	-	1
岩倉市	農業振興事業助成金	・新規就農者 ・認定農業者等	・初期整備する農業関連機械設備等の購入に要する経費を支援。100万円を上限に、事業費の3分の1以内を交付。 ・農作物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の改善等に必要な機械や施設の改良、造成又は取得等に要する経費を支援。100万円を上限に、事業費の3分の1以内を交付。	原則4月中	予算の範囲内	商工農政課農政グループ	0587-38-5812	-	4
豊明市	豊明市農地バンク	一定の農業経験や、農業課程のある学校の卒業（見込み）を書類等で確認できる人	農地の賃貸による流動化の申し出を一元的に管理し、双方の希望を結びつける。	-	-	豊明市農業委員会	0562-92-8312	http://www.city.toyoak.elg.jp/sangyoshinko/index.html	7
日進市	日進アグリスクール（農学校）事業	○初級コース:市内在住の人 ○聴講・中級・上級コース・水田コース:義務教育を修了した人（市内在住の人優先） ※年間を通じて参加できる人に限る	○受講期間（各コース:1年） ○研修場所（市内農地及び市役所・農協等会議室） ○研修内容（農作業の基本的知識や技術の習得、実習体験） ○研修回数（初級コース:10回（夏5回・秋冬5回）、聴講・中級・上級コース:20回）、水田コース（5回） ○受講料（初級コース:8,000円（夏4,000円・秋冬4,000円）、聴講コース:5,140円、中級・上級コース:12,340円、水田コース:21,000円） ○定員（初級コース:25世帯、聴講コース:10名、中級コース:25名、上級コース:10名、水田コース:12名）	2月	支援内容参照	建設経済部産業振興課	0561-73-2197	http://www.city.nisshin.ejp/	1
	農地バンク制度	一定の農業経験を書類等で確認できる人	場所:制度登録された農業経験のある人に、産業振興課窓口にて貸出し希望農地の閲覧 内容:貸出し希望のある農地情報の閲覧 費用:閲覧費用なし	-	-	建設経済部産業振興課	0561-73-2197	http://www.city.nisshin.ejp/	1

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
清須市	清須市農業体験塾	<p>農業を通じて、一般市民の方に食の大切さや収穫の喜びを体験していただき、地元野菜の栽培、普及を図るとともに、子供たちの農業体験指導サポーターなど食育ボランティアなど育成に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般公募した市内在住の市民対象 ・年齢要件なし ・3年を終了した塾生には、以下の登録が可能となる。 ①農地バンク制度を活用し、新規就農者 ②食育ボランティアに登録 ③農業体験指導サポーター 	<p>«市内にある1555m²の畠で原則1か月に2回程度の体験授業を行う。地元の農家の方を講師にして依頼し、土づくり・野菜の種まきから収穫までを体験する。夏と冬には保育園児のサツマイモ大根の収穫体験をする。»</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業生における新規就農または食育ボランティアの育成をめざす ・年会費4000円(保険代含む) 	3月号広報記事にて公募	20人	市民環境部産業課	052-400-2911	-	2
	清須市農地バンク制度	<p>1:農家要件のある農業者及び一般法人・農業性生産法人・認定農業者等 2:新規に農地を借りたい個人・法人 ①農地の所有してはいないが一定の農業経験のある方で、営農計画書を提出し、清須市耕作放棄地対策協議会の承認を得た方 ②農業への新規参入を希望する一般法人 3:5年以上耕作可能な農業者及び一般法人・農業性生産法人・認定農業者等</p>	<p>農地(農業振興地域・農用地)を「貸したい」「借りたい」という情報を集め、農地の効果的な利用を促進します。また耕作放棄地増加の防止にもつながります。</p>	4月号広報記事にて公募	随時	市民環境部産業課	052-400-2911	-	1
長久手市	長久手農業校	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎コース:市内在住者 ・農力向上コース:市内在住者で基礎コースを修了した者 	<p>受講期間:1年間 定員:基礎コース(30名)、農力向上コース(10名) 受講内容:週1回、講義は年8回 受講料:基礎コース12,000円(年間) 向上コース15,000円(年間)</p>	平成27年2月に広報記事にて公募	40人	産業課 田園バラ係	0561-56-0620	http://www.city.nagakute.lg.jp/	2
東郷町	東郷町農地バンク制度	農業高校、農業大学校等の農業課程のある学校の卒業者及びとうごう農学校を修了したものの、今後農業経営を行うと認められる者	農地バンクに登録された農地の借受を希望する者で左記の条件を満たす者が農地バンク借受申込書と新規就農計画書を提出した場合、農地バンクに登録してある農地の開示情報を閲覧できる。	随時	-	産業振興課農政係	0561-38-3111(内線2244)	http://www.town.aichi-toyo.lg.jp	1
	東郷軽トラ市	東郷軽トラ市の事業趣旨に賛同し、販売商品の適合性等、委員会の審査を受け、適合と認められた露天商を除く東郷町内の団体及び個人。ただし、農産物を出店する場合は生産地が東郷町であること等。	地元の農地で生産された農産物や加工品、東郷町の土産品、特産物や地元で手に入る品目等を販売する場所を提供する。地産地消を推進し、消費者、農業者、商業者の交流を深める。 月4回程度開催	随時	-	産業振興課農政係	0561-38-3111(内線2244)	http://www.town.aichi-toyo.lg.jp	9
	とうごう農学校	町内に住所を有する者又町内の企業等に勤務する者、又は町外の方で町内で新規就農を希望される者で20歳以上70歳以下の者。	<p>露地野菜づくりの基本的な知識や技術を習得したい者を対象に、実習・講義を行う。 受講期間:1年間 春夏露地野菜づくりコース:4~7月頃 秋冬露地野菜づくりコース:8~11月頃 受講料:10,280円(町外在住者) 15,420円)</p>	2月頃	20人	産業振興課農政係	0561-38-3111(内線2244)	http://www.town.aichi-toyo.lg.jp	2
半田市	新規就農者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○市内において就農予定の者、又は就農してから3年以内の者 ○研修終了後、市内において2年以上農業に従事できる者 ○就農時年齢が18歳から65歳未満 	<p>○農業大学校の授業料補助 ・研修期間 2年間 ・補助率 授業料の1/2以内 ○各種農業技術研修費用補助 ・補助金額 受講料実費 但し30,000円/年以内</p>	随時申請受付	予算の範囲内	農務課	0569-84-0636	http://www.city.handa.lg.jp	3

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
東海市	都市近郊農業施設設置費等補助事業	市内の農業者が投資する園芸用施設の整備に対する助成	1件について50万円以上の費用を要する園芸用施設及びその付帯施設を新規に設置又は更新する事業に対して補助する。	通年	上限100万円(補助対象経費の2分の1以内)	農務課	052-603-2211	-	4
	クラインガルテン一般貸出農園募集	市内に在住若しくは在勤の方	20,000円/1区画50m ²	通年	83区画	農務課	052-603-2211	-	9
	農業後継者力ゴメ海外研修費補助金	東海市内の農業者で国際的視野と見識を備えた中堅農業青年	国際的視野と見識を備えた中堅農業青年の育成を図るため、海外研修に要する経費に対して補助する。(50万円以内)	5月中	2名	農務課 (農業センター)	052-601-8731	-	2
	家庭園芸講座開催事業	市民(特に初心者)	一般市民、特に初心者を中心とする家庭園芸に対し、野菜、花卉の専門家を講師として招き、農業センターで講座を開催する。	年15回	各30名	農務課	052-601-8731	-	9
	農業後継者育成事業補助金	1:農業後継者 2:JAあいち知多青年部東海地域部員	1:農業後継者が農業大学校、各種試験場等への研修参加に要する経費を補助する。 2:JAあいち知多青年部東海地域の部員が行う専門部活動に要する経費を補助する。	別に定める期日まで	1:3名/20,000円 2:補助対象経費の2分の1以内	農務課	052-601-8731	-	3
大府市	健耕サポート制度	・受入農家 市内農家で、健耕サポートの受入れが可能な農家 ・健耕サポート 農作業を担える方(中・高校生は、保護者の同意が必要)	・受入農家 健耕サポートの方からの労働力 ・健耕サポート 農業技術の習得 健康づくりができる	通年	-	大府市役所産業振興部農政課	0562-45-6225	http://www.city.obu.aichi.jp/contents_detail.php?contentId=15301&frmCd=2-26-10-1-0	9
	農地銀行	新規就農及び農業経営規模を拡大したい方	農地を「貸したい」という方の申し出をまとめて「農地銀行預託台帳」を作成し、農地を「借りたい」という方に預託されている農地をご紹介させていただきます。	通年	-	大府市役所農業委員会事務局	0562-45-6246	http://www.city.obu.aichi.jp/contents_detail.php?contentId=26230	7
東浦町	東浦町遊休農地活用登録制度	規模拡大を目指す農家。農地の集約化	農地の賃貸、譲渡、交換など流動化の一元的に管理し、双方の希望を結びつける。	隨時	-	東浦町農業振興課	0562-83-3111	nogyo@town.aichi-higashirajig.jp	7
南知多町	農業後継者等技術研究事業	南知多町に住所を有する農業後継者及び新規就農者	農業に関する技術習得のために農業大学校、各種試験場等への研修参加に要する経費の助成。60,000円/人以内	-	-	産業振興課農政係	0569-65-0711	-	3
	南知多町農林漁業新規就業者支援事業	青年就農給付金受給中または受給見込みの者	住居を賃借する場合、家屋の賃借料の1/2以内(上限10,000円/月)を補助する。	-	-	産業振興課農政係	0569-65-0711	http://www.town.miamichita.lg.jp/main/nousui/nougyo011.html	9
岡崎市	おかざき農業塾	市内在住で就農を目指すかたで、露地野菜の基本的な栽培技術を学びたいかた	露地野菜の栽培について、栽培指導員による講義や栽培実習で、施肥や病害虫防除、農業資材の使い方等の知識と技術を習得する。 期間:11か月間(50回) 春夏作4月~8月 週2回程度 秋冬作9月~2月 週1回程度 受講日は午前中2時間30分 ※受講日以外でも農作業が必要 受講料:15,000円 ※苗、肥料、資材等は塾で用意 定員:10名	2月下旬	10人	農業支援センター	0564-46-4490	http://www.city.okazaki.aichi.jp/1400/1404/1414/p003224.html	2
	新規就農支援対策業務	JA生産部会、専門農業者等	新規就農者に対する作目ごとの専門的知識・技術の習得のために受入研修をJA生産部会、専門農業者等へ委託する。	随时	-	農務課	0564-23-6195	-	6
	新規就農支援対策業務	市内に住所を有する非農家出身の新規就農者(就農を開始してから2年以内の者)	○新規就農に必要な初期投資費用に対して助成 ・補助率:農業用機械器具、生産資材購入費等の1/2(上限250千円)	随时	-	農務課	0564-23-6195	http://www.city.okazaki.aichi.jp/1400/1404/1414/p015521.html	4
碧南市	碧南市農地銀行	農地の集約化、規模拡大を目指す農家	農地の賃貸、譲渡、交換など流動化の申し出を一元的に管理し、双方の希望を結びつける。	随时	-	碧南市農業委員会	0566-41-3311	nousuika@city.hekinan.lg.jp	7
	農業経営基盤整備支援事業	認定新規就農者および認定農業者	施設整備や機械購入、暗渠排水などの土壌整備に対して事業費の1/10助成(最大10万円)	原則4月	予算の範囲内	農業水産課	0566-41-3311	nousuika@city.hekinan.lg.jp	9

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
刈谷市	新規就農支援制度	・20歳以上の者 ・市内にて耕作可能と認められる者 ・農業大学校及び農業研修施設において研修を終了している者	・指導員のあっせん ・耕作農地のあっせん(利用権の設定、畑に限る) ・就農資金相談	-	-	農政課 農地係	0566-62-1015	http://www.city.kariya.lg.jp/	1
	刈谷生きがい楽農センター運営事業	・刈谷市在住の20歳以上の者	研修期間:1年 研修場所:刈谷生きがい楽農センター 研修内容:野菜作りの基礎についての実習及び座学	5月下旬～7月上旬	20人	農政課 農地係 刈谷生きがい楽農センター	0566-62-1015 0566-26-1831	http://www.city.kariya.lg.jp/	2,5
安城市	畑・樹園地利用促進制度	●たのしみ農業者(10a未満の農地を借りる場合) ①アグリライフ支援センター野菜作り「入門コース」の修了生 ②農業委員の選挙権を有する農家(10a以上の農地で耕作している農家)から指導をうけて耕作を行う者 ●畑・樹園地担い手農業者 ①認定新規就農者 ②10年以上の耕作経験がある販売農家から指導を受けて耕作を行う者 ③たのしみ農業者として3年以上耕作を継続している者 ④既に10a以上の畑または樹園地で3年以上の耕作経験がある者	農地(畑・樹園地に限る)の借り手の要件について見直しを行い、新規就農者を含め、耕作をしたい方が農地を借りやすくなります。	-	-	農務課	0566-71-2234	-	1
	畑・樹園地お見合いシステム	・農地の貸出し希望者 ・農地の借受け希望者	農地(畑・樹園地に限る)の貸出し希望者からの申請に基づき「お見合いシステム登録農地台帳」を整備し、新規就農者を含めた農地の借受け希望者が台帳を閲覧できるようにします。	-	-	農務課	0566-71-2234	-	1
西尾市	にしお農業塾補助事業	農業に関心・意欲のある65歳未満の市内在住の方	研修期間:毎年7月～6月の1年間、月3～4回(金曜日午前) 研修内容:露地野菜を中心とした座学・実技研修 研修場所:JA西三河野々宮センター(研修室・実習ほ場) 受講料:年間10,000円(教材費等) ※補助金500,000円をJA西三河に交付	5月下旬	10名程度	農林水産課	0563-65-2135	www.city.nishio.aichi.jp	2,9

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
豊田市	農ライフ創生センター事業(担い手作りコース)	市内で就農を希望し、健康で2年間の研修をまとうとする意欲がある66歳以下の者	研修機関:2年 研修場所:農ライフ創生センター四郷研修所、下山研修所、高岡研修所、旭研修所 研修内容:実習を主体に農業のノウハウを学び、修了生には希望に応じて農地の仲介をする。 新規就農科、地産地食科、山間営農科の3科から選択	平成27年11月15日～平成28年1月8日	70人	農ライフ創生センター	0565-43-0340	http://www.city.toyota.aichi.jp	2
	農地バンク制度	・既に1,000m ² 以上耕作している個人・法人 ・これから農地を借りて新規農業就農をしたい個人・法人 ※農業経験のない方には、借りた農地を借主が適正に利用していない場合に貸主が賃借を解約することができる「解除条件付利用権設定」を行なっています。	豊田市農業委員会事務局窓口(豊田市役所内)にて農地バンク借受申出書を記入し提出した場合、登録された農地情報を閲覧できる。	随時	-	豊田市農業委員会事務局	0565-34-6639	http://www.city.toyota.aichi.jp	7
みよし市	農地バンク制度	1.認定農業者 2.農業生産法人 3.経営規模拡大したい農業者 4.高等学校や大学で農業に関する正規の過程を修めた人 5.愛知県の就農研修を修了した人 6.援農ネットみよしの研修を修了した人	農地バンクに登録された農地の借受けを希望する者で上記の要件を満たす者が登録情報提供申請書を提出した場合、農地情報の閲覧ができる。ただし、上記1～3で継続的な情報提供を受けたい場合は継続借受者登録申請書を提出する。(3年有効)	-	-	みよし市農業委員会事務局(産業課内)	0561-32-8015	http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/nougyo/index.html	1
	援農ネットみよし事業(農業研修)	○農業ふれあいコース:市内在住者で野菜栽培を始めたい又は始めて間もない18歳以上の人 ○就農者育成コース:市内在住者で野菜栽培の就農を希望又は就農して間もない18歳以上の人	期間:農業ふれあいコース:4月から毎週土曜日の午前9時～11時30分の10か月 就農者育成コース:4月から毎週水曜日の午前9時～11時30分の1年間 研修内容:農業ふれあいコース:春夏野菜や秋冬野菜など実習を中心とした8種類程度の露地栽培 就農者育成コース:講座と実習による25種類程度の露地野菜栽培や農業機械の操作 定員:農業ふれあいコース:20名 就農者育成コース:10名 ※1受講は別に定める選考基準により決定 ※2就農者育成コースは1年課程であるが、さらに1年間延長した2年課程を平成26年度から新設している。 受講料:農業ふれあいコース:10,000円(10か月)、別途傷害保険料として2,500円程度が必要 就農者育成コース:12,000円(年間)、別途傷害保険料として2,500円程度が必要	2月中旬～3月上旬	左記記載	緑と花のセンター	0561-34-6111	http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/sangyo/en-nou-net/bosyu.html	2
	援農ネットみよし事業(営農相談)	市内在住者で農作物の栽培や農業経営に関する相談を希望する人	就農者の支援制度、野菜栽培方法、農業経営立案などの支援の相談を受ける。 ○相談日 毎週水曜日午後1時から3時30分 ○相談場所 緑と花のセンター ○相談料 無料 ○申込み できれば1週間前までに事前予約として、相談内容を窓口で指定用紙に記入又は電話で連絡する。	-	-	緑と花のセンター	0561-34-6111	http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/sangyo/en-nou-net/bosyu.html	1
新城市	しんしろ農業塾	・市内在住で20歳以上70歳以下の方 ・小規模経営を目指す方 ・1年間塾に参加でき農地の管理ができる方 ・税の滞納のない方	1:研修内容 講義、各自100m ² 程度の区画を割り当て露地野菜の栽培実習、機械実習、産直店舗見学など 2:研修期間 1年間 3:受講料 年間10,000円	6月～7月	10名	農業課農業振興対策室	0536-23-7610	http://www.city.shinshiro.lg.jp/sections/index.cfm?footer=50	2

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
豊川市	とよかわ就農塾	就農を志望し、以下のすべてに該当する方 ・70歳以下の方 ・豊川市在住で税の滞納がない方 ・健康上問題がなく、1年間研修を送り遂げる意欲のある方	(1)受講期間:8月～翌年6月 (2)定員:30名 (3)受講内容:講義と露地野菜の栽培実習	7月上旬～7月中旬	30人	豊川市役所産業部農務課	0533-89-2138	http://www.city.toyokawa.lg.jp	1,2,9
	新規就農者支援制度	就農意欲が高く、豊川市内で農業をする事ができる18歳以上の方	200m ² から農地を借りることができ、農業委員会や農協による営農指導等を受けることができる。	通年	-	豊川市役所産業部農務課	0533-89-2138	http://www.city.toyokawa.lg.jp	1,2,9
	農地情報バンク制度	農業を始めようと考えている方、農業経営規模の拡大を考えている方	耕作放棄地や相続で取得した農地、借り手がいなくなってしまった農地等を台帳にし、農務課及びJA各営農センターで農地情報の閲覧ができる。	通年	-	豊川市役所産業部農務課	0533-89-2138	http://www.city.toyokawa.lg.jp	1,2,9
	とよかわ農業市	豊川市内農畜水産物生産者及び加工者	豊川市で生産される農畜水産物及びその加工品を販売する場所を提供し、地産地消の推進と豊川産農産物の消費拡大を図る。	-	-	豊川市役所産業部農務課	0533-89-2138	http://www.city.toyokawa.lg.jp	1,2,9
蒲郡市	新規就業者奨励金制度	市内在住(Uターン・Iターンを含む)の年齢50歳未満の方で、農業又は漁業に新たに就業する場合。	就業区分・年齢に応じて5～20万円の奨励金	随時	-	農林水産課	0533-66-1126	http://www.city.gamagori.lg.jp/	9
田原市	田原市活き活き農業セミナー	農業に関心があり産直等への出荷を目指す市内在住・在勤者	支援内容:野菜の栽培方法、栽培管理、収穫作業について、講座および実技指導(月2回。4月～2月)。 定員:10名(申込み多数の場合は抽選) 参加料:5,000円	平成27年3月1日～3月20日	10名	田原市産業振興部営農支援課	0531-22-1126	http://www.city.tahara.aichi.jp/section/einou/	2
	田原市チャレンジ農業セミナー	農業を始めた、又は農業を始めようとする市内在住・在勤者 ・キャベツ栽培コース ・ブロッコリー栽培コース	支援内容:キャベツ、ブロッコリー栽培の実習。(月1回。8月～2月) 定員:各コース10名(申込み多数の場合は抽選) 参加料:無料	平成27年3月1日～3月20日	各コース10名	田原市産業振興部営農支援課	0531-22-1126	http://www.city.tahara.aichi.jp/section/einou/	2

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
三重県									
桑名市	市民農業塾推進事業	<p>市内に在住又は勤務の、募集年度の4月1日時点で18歳以上65歳以下の者。</p> <p>※自力で研修場所に集合でき、2年間の研修を全うする意欲がある者。</p> <p>受講料:各科年額12,000円(教材費、傷害保険料含む)</p> <p>※納入された受講料は返却なし</p> <p>※くわ・かま・長靴等の道具は各自で用意</p>	<p>市民農業塾として、畑科と田畠科の2科を開講し、2年間で研修する。</p> <p>1年目:畑科、田畠科共通で講義を主体に農業及び農学の概論・栽培技術を学び、研修圃場において、野菜作りの基礎を学ぶ。</p> <p>2年目:実習主体で、畑科については研修圃場で1年目に引き続き野菜作りを学び、田畠科については、野菜作りと併せて、認定農業者のもとで水稻作の基礎を学ぶ。</p>	例年4月15日から5月1日	各科10名程度	農林水産課 農水産振興係	0594-24-1203	-	2
木曽岬町	<p>①産業関係制度利子補給制度</p> <p>②木曽岬町認定農業者特別融資制度資金利子補給制度</p> <p>③農業版就農支援事業補助金</p>	<p>①木曽岬町に居住する個人農業者</p> <p>②木曽岬町に居住する認定農業者</p> <p>③就農サポートリーダーとして登録されている者</p>	<p>①農業経営近代化資金を借り入れて営む個人。</p> <p>利子補給の額は毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高に1パーセントで計算した金額(ただし、1件20万円を限度とする。)</p> <p>利子補給の期間は3箇年以内とする。</p> <p>②農業経営基盤強化資金または中核農業者育成資金を借り入れて農業を営む者。</p> <p>利子補給の額は毎年1月1日から12月31日までの期間に認定農業者が支払った約定金利を対象とする。</p> <p>利子補給の対象期間は償還期限までとする。</p> <p>利子補給率は、0.5パーセントを限度とし、予算の範囲内で町長が定める。</p> <p>③町内での就農希望者等に対して農地及び住居の確保支援、栽培技術の習得等の総合的なサポートを行う就農サポートリーダーの活動に要する経費。</p> <p>額は予算に定める範囲内とする。</p>	-	-	産業建設課	0567-68-6105	http://www.town.kisosaki.lg.jp/	6.9
四日市市	新規就農技術支援事業(農業ビギナー研修)	市内に在住し、新規に農業を始めようとする人	<p>農業後継者不足解消のため、農業センターの施設、資材を活用し、新たに就農を希望する者の農業技術の学習、訓練の場を提供する。研修終了後、即就農可能なまでの能力を取得することに重きをおき、農業簿記等の研修も受講できる。</p> <p>○研修期間 原則1年間(平成27年4月～平成28年3月)</p> <p>○研修場所 四日市市農業センター</p> <p>○研修内容 (1)畑の部 : 1区画300m²、研修費50,000円 (2)ビニールハウスの部 : 1棟100m²、研修費30,000円(暖房費は別途)</p>	平成27年4月～平成28年3月	畠:2人 ハウス:3人	農業センター	059-326-0132	http://www.city.yokkaichi.mie.jp/farm/	2
	新規就農者支援事業費補助金	これから農業を始める人で、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づく就農計画の認定を受けた人(認定就農者)、または「農業経営基盤強化促進法」に基づく青年等就農計画を市に承認された人(認定新規就農者)。農業後継者は対象外。	<p>新規就農にかかる初期投資を支援し、経営の安定を図る。</p> <p>○補助対象経費 新規に就農するための農業用機械・施設等の初期投資にかかる経費(農地取得費は除く)</p> <p>○補助率 補助対象経費の1/2以内(上限金額100万円)</p>	平成27年4月～平成28年3月	予算の範囲内	農水振興課	059-354-8180	http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/menu73274.htm	4

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
四日市市	農業後継者対策事業(農業研修費補助金)	○市内に在住し、満60歳以下の人 ○農業大学校等において、農業技術及び農業知識を習得する人	将来の就農を志し、農業技術・知識を習得するために農業大学校等に入学した農業後継者に対し、授業料を助成する。 ○補助対象経費 農業大学校等で農業技術や農業知識習得のための研修を受けるために必要な授業料等	平成27年4月～平成28年3月	予算の範囲内	農水振興課	059-354-8180	http://www5.city.yokkichi.mie.jp/menu73274.html	3
	農業後継者対策事業(農業版就職支援事業)	○支援対象者 新たに独立自営就農を目指す者又は、就農3年目までの独立新規就農者 ○条件 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であること	県へ登録した就農サポートリーダーが、新規就農者及び就農希望者に対し、技術習得、就農(営農)相談、農地確保等を総合的にサポートする。 ○対象期間 最長2年間 ※三重の就農サポートリーダー制度運営要領に基づく就農サポートリーダーには、報償費を支払う。 ○対象期間 就農サポート対象者1人につき1年以内 ○報償費 就農サポート対象者1人当たり30,000円／月(県1／2、市1／2)	平成27年4月～平成28年3月	報償費は、予算の範囲内	農水振興課	059-354-8180	http://www5.city.yokkichi.mie.jp/menu73274.html	6
津市	津市農林業就業促進対策事業	<支援対象者要件> ・津市内に住所を有するもの ・就業希望者に対し、1日6時間以上の研修を3箇月以上継続して実施するもの ・労働者災害補償保険に加入しているもの <就業希望者要件> ・農林業への就業意欲があり、研修終了後も継続して就業する意欲のある者 ・農林業への就業に適した健康状態であり、原則として50歳以下の者 ・農林業を営む団体の代表者若しくは役員又は農林業者の3親等以内の親族でない者 ・研修期間中に、他の同様の研修を受講していない者	農林業を営む団体又は農林業者が就業希望者に対して実施する実践研修等に要する経費を補助し、円滑な就業を支援する。	通年	3名程度	農林水産政策課	059-229-3172	http://www.info.city.tsu.mie.jp/	6
	一次産業新規就業専門サポート(農業部門)派遣	・津市に在住し、津市内において独立自営して農業経営を行っていること ・原則50歳未満であること ・サポート開始時点において、就農後5年未満であること	農業を始めて間もない新規就農者の営農定着を支援するため、新規就農者の農地等の現場に指導農業士等の専門サポートを派遣し、直接助言、指導を行う。	通年	2名程度	農林水産政策課	059-229-3172	http://www.info.city.tsu.mie.jp/	9
	市民農業塾	市内在住の20歳以上65歳未満で、独立就農または農業法人への就職を希望する者 (家庭菜園志向の者を除く)	津市農林水産物利用促進協議会事業。 農業実習及び就農に関する講義。 ・夏野菜 5月～9月、全10回実施 ・秋・冬野菜8月～12月、全7回実施予定。 受講料7,000円	夏野菜 4月～5月 秋・冬野菜 6月～7月	10名程度	農林水産政策課	059-229-3172	http://www.info.city.tsu.mie.jp/	2,3
	就農相談窓口	市内で独立就農または農業法人への就職を希望する者	・三重県、JA等関係機関と連携し、市内での就農希望者の情報共有、支援策の検討等を図る。 ・相談窓口で面談等を行った就農希望者に対し、所定の書式で定められた「新規就農相談カード」に、必要事項を記載してもらうことによって、相談者の現状、経験等の有無、将来の展望を把握し、そのカードを各関係機関に情報共有を行うことによって、相談窓口のワンストップ化を図っている。	通年	-	農林水産政策課	059-229-3172	http://www.info.city.tsu.mie.jp/	1

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
明和町	新規就農者等農機具無償貸出支援	対象者は次の要件を全て満たす者 (1)町内に住所を有する者であること (2)認定就農者であること (3)農機具使用に必要な免許等を有する者で安全かつ適切に操作できる者であること ※(2)に該当していないとも、新規就農者で(1)、(3)に該当し、町長が特に認める場合には対象とすることができる。	【貸出支援が可能な農機具の種類】 トラクター(アタッチメント含む)、田植機、管理機、草刈機、あぜ草刈機 ※町と新規就農者等に対する農機具無償貸出し支援に関する協定書を締結した事業者(以下、「貸付事業者」)に在庫がない場合は、支援ができないものとする。 ※上記の農機具のほか、貸付事業者が取り扱う農機具で、貸付事業者の了承が得られた場合は、必要に応じて貸出しができる。 ※貸付事業者が農地の状況を見て、農機具の使用が適当でないと判断した場合は、農機具の貸出しは行わないものとする。 【貸出日及び貸出し時間】 貸付事業者の休業日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで 【貸出し期間】 貸出日を含め7日間以内 【貸出料】 無料(農機具の運転に要する燃料費及び運搬に要する経費は借受者の負担) ※借受者は、故意又は過失により農機具を亡失、損傷したときは、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。	随時	-	農水商工課農林商工係	0596-52-7118	http://ncc-svmw06/Scripts/dnet/dnet.exe?page=linkframehead&id=4	9
多気町	多気町新しい農業者育成研修支援事業	・町内に住所を有する者であって研修開始時の年齢が40歳以下の者 ・研修終了後に町内において就農が確実に見込まれる者 ・納期の到来している徴税等を完納している者	受入者の役割 ・農業技術の実地指導、助言、経営管理の指導、社会人としての生活指導等 補助金の交付期間 ・原則2年以内 補助金の額 ・年間収入240万円を保証額とし、保証額から研修先の給与等を減じた額で一人当たり年150万円以内	年間を通じ募集	2人程度	農林課	0598-38-1117	-	3
玉城町	玉城町担い手育成支援事業(新規就農者支援事業)	新たに就農を目指す者の支援に関する事業	予算の範囲内において、三重県農業大学校における研修又は課程の履修に係る授業料の2分の1に相当する額を限度とする額を補助	-	-	産業振興課	0596-58-8204	-	3
	玉城町担い手育成支援事業(新規就農者研修事業)	新規就農者研修事業	予算の範囲内において、研修に係る諸費用の2分の1に相当する額で5万円を限度とする額	-	-	産業振興課	0596-58-8204	-	3

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
紀北町	紀北町一次産業魅力アップ就業体験事業 【紀北町一次産業魅力アップ推進事業 (地域創世先行型交付金活用)】	紀北町で一次産業に就職を希望する人	日程:3泊4日(平成27年9月20~23日) 研修内容 【農業座学】紀北町の農業、各種新規就農支援制度等の説明、新規就農者による講演 【農業体験】各種農作業体験や直売所での販売実習など 【無料】宿泊費・体験料・保険代金等、紀北町までの交通費は自己負担 *他に林業(2泊3日)、水産業(2泊3日)あり	平成27年7~9月	各部門10名程度	紀北町役場 農林水産課	0597-46-3116	http://www.town.mie-kihoku.lg.jp/	9
熊野市	新規就農者等施設園芸補助金	新規に施設園芸を生業として始めるUIJターン者(18歳から45歳までで、Uターンについては非農家出身者のみ。)	新規の園芸用施設整備にかかる経費の2分の1(最低3アール以上で1アールあたり30万円以内、300万円が限度)を補助。	随時	-	農業振興課	0597-89-4111 (内482)	-	8
御浜町	新規就農者基盤強化事業補助金	・御浜町に住所を有する者 ・45歳以上50歳未満で農業を始めた者 ・現に専業として営農している者 ・青年就農給付金の給付を受けたことがない者 ・就農サポートリーダーのもとで研修を受け、就農する者	・農業経営に必要な機械及び資材、確定申告の際に農業経費と認められる消耗品の購入経費の1/2以内を補助する。ただし補助金の上限は100万円。 ・就農後、4年間支援する。	-	-	産業建設課	05979-3-0517	-	4
紀宝町	紀宝町農林漁業就業支援金	町内に住民票をおく、おおむね40歳以下の専業農業者、専業林業者及び専業漁業者(ただし、青年就農給付金等就業に関する国の交付金等の受給者を除く。)	積極的な就業促進と農林漁業者としての定着を図るため支援金を交付する。 期間:3年間 金額:1年につき200,000円(ただし、大学院・大学または短期大学において、農業に関する正規の課程を修了した人については300,000円)	随時	-	産業建設課	0735-33-0336	-	4